

## 日本年金機構及び全国健康保険協会における無期転換ルールへの対応状況に関する調査結果

<調査結果一覧>

No.	法人名	対応状況
1	日本年金機構	③契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある。 別途の無期転換制度の内容：（募集年度の年度末に契約期間が4年を超えており、かつ、59歳以下の無期転換を希望する者を対象に、これまでの勤務状況や面接審査等必要な審査により選考し、無期転換を行っている。）
2	全国健康保険協会	⑦未定（平成29年度上期に決定する予定）

※ 平成28年10月1日時点における無期転換ルールへの対応方針について、以下の選択肢により調査を実施。

- ①契約更新に上限を設けない。
- ②契約更新に通算5年以内の上限を設ける（別途の無期転換制度はない）。
- ③契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある。
- ④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める。
- ⑤職種によって異なる対応を行う。
- ⑥無期転換ルールの対象となりうる者はいない。
- ⑦未定